

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	駐車許可証管理ファイル	
実施機関の名称	千葉県警察本部長	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	千葉県下39警察署	
個人情報ファイル等の利用目的	駐車許可証の管理の適正化及び効率化に資するため	
記録項目	1 受理警察署、2 申請年月日、3 申請者の氏名（法人の場合は名称と代表者）・ふりがな・住所（法人の場合は所在地）、4 電話番号・その他連絡先、5 駐車の事由、6 駐車の方法、7 駐車の年月日時、8 駐車の場所、9 自動車の種類・車名・登録（車両）番号、10 運転者の氏名、11 駐車許可証の番号・交付年月日、12 記載事項変更の届出年月日・内容・理由、13 再交付の申請年月日・理由、14 駐車許可証の返納年月日	
記録範囲	申請者	
記録情報の収集方法	申請者からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） ①千葉県警察本部総務部広報県民課情報公開・個人情報センター ②千葉県下39警察署の警務課	
	（所在地） ①〒260-8668 千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号 ② https://www.police.pref.chiba.jp/police_department/index.html （千葉県警察ホームページ）参照	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	□法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☑法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル □有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—